

経済建設委員会会議録

平成28年8月1日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 10:57

【 案 件 】

1. 経済施設等対策について
2. 産学連携について

【 報告事項 】

1. 平成28年度飯まちプレミアム商品券発行について (商工観光課)
2. 飯塚市空家等実態調査業務委託実施について (住宅政策課)
3. 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく代執行予定について (住宅政策課)
4. 市道上における車両損傷事故について (土木管理課)
5. 工事請負変更契約について (都市計画課)
6. 平成28年6月22日及び7月12日からの梅雨前線豪雨による災害について (農業土木課)
7. 農業者年金の事務処理について (農業委員会事務局)
8. 工事請負契約について (契約課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「経済施設等対策について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○経済施設等対策室主幹

資料をお願いいたします。まず、1点目につきましては「庄内温泉筑豊ハイツについて」でございしますが、平成28年5月24日の経済建設委員会以降の動きについてご説明いたします。これまでご説明してきましたように、筑豊ハイツを新しく建てかえることとした場合、建設費を市が負担するだけでは、民間事業者として魅力を感じないとのご意見がありましたので、建設費とは別に一定の運営費を市が負担することとした場合に、民間事業者として魅力を感じてもらえるのか、またその場合には、市の負担がどのくらいになるのか、民間事業者としてどのような施設整備が考えられるのか等につきましてヒアリング調査を行ってまいりましたが、今のところ数社から検討をしてみますというお返事をいただいておりますので、民間事業者による事業着手の可能性についてや具体的な提案はこれからになるものというふうに思っております。また、それ以外にも金融機関等を通じまして、おつき合いのある民間企業への聞き取り調査等もお願いしているところでございますので、今後の動きに期待をしたいというふうに思っております。

次に、民間事業者が考える魅力の一つに、福岡県の施設であります、筑豊緑地との一体的な管理運営というご意見も出てまいりましたので、その可能性について確認するために、福岡県建築都市部公園街路課、ここは筑豊緑地の担当でございますが、ご相談に伺っております。県の担当者の意見といたしましては、県が市に委託をして、市が一括して再委託を行うことは県知

事の権限が直接及ばなくなるため、基本的にはできないということをございました。しかしながら、ここに例として記載しておりますように、久留米総合スポーツセンターでは県の施設と市の施設が隣接することから、一つの民間事業者が指定管理委託を受けているとのお話を伺いましたので、先日視察に行ってきました。その概要は、県が所有する体育館・陸上競技場・補助球技場・テニスコートと久留米市が所有する武道場・弓道場・野球場が隣接することから、県がプロポーザルによって委託した指定管理者を久留米市が所有する施設の指定管理者として、非公募により委託をしているとのことであり、その理由といたしましては、一体的な管理運営を行うことで円滑な管理運営が望めるということと、それから、利用者にとっての利便性が図れるということをございました。

なお、当該施設は県が所有する体育館と市が所有する武道場・弓道場が老朽化していることから、現在、体育館と武道場・弓道場を一つの施設として建設いたしてありまして、設計委託や建設に当たっては、県と市が協同で仕様書等を作成した上で、県の事業として取り組んでいるもので、総事業費約85億円のうち、市は約30億円弱を負担金という形で負担し、入札等の事務処理につきましては、県が一括して行っているとのことであります。また、建設後の運営に関しましては、現在協議中とのことをございますが、現在の福岡県のスタンスから推測しますと、県と市の共有物件となる新しい施設とその他隣接する施設を一括して福岡県にて発注をし、プロポーザルによって指定管理者を決定することになるだろうということをございました。続きまして、②の「今後のスケジュール等について」をございますが、民間事業者へのヒアリングを継続するとともに、具体的な提案を受けた中で、市としての基本的な方向性を決定していくことになるものと考えております。

続きまして、「2. 飯塚市地方卸売市場について」をございますが、平成28年5月24日の経済建設委員会以降の動きにつきましては、平成28年7月8日金曜日に卸売市場関係者との協議会を開催し、今後のスケジュール等について説明を行うとともに、個別の協議も継続して実施いたしてあります。また、平成28年7月20日付規則第47号で飯塚市地方卸売市場等施設整備検討委員会規則を制定いたしましたので、その概要につきましてご説明を申し上げます。別紙1をお願いいたします。第1条では当該規則の趣旨を、それから第2条では所掌事務を定めておりますが、説明は省略させていただきます。第3条で組織について定めておりますが、構成委員につきましては、別紙2を、次のページをご覧いただきたいと思っております。ここに運営審議会委員の方々、それから専門的知識を有するの方々、そして市長が認める方ということで総勢14名となっておりますが、現在、このの方々に対しまして委嘱をすべく事務手続を進めております。

次に、別紙1に戻っていただきまして、第7条では、必要に応じて委員以外の方に会議に出席してもらい意見を聴くことといたしてありますし、第8条では、委員会は基本的には公開ということにいたしてありますので、市のホームページで委員会開催の日程等を公表したいというふうに考えております。続きまして、②の「今後のスケジュール等について」をございますが、コンサル委託につきましては、ここに記載のスケジュールで進めたいというふうに思っております。

なお、29日金曜日のプロポーザル参加表明書提出期限内に、2社からの参加表明をいただいておりますので、提案書等の提出を受けまして、選定委員会を開催する運びとなりますが、5社以上の参加が見込まれませんので、第2回を中止し、第3回を第2回と繰り上げいたしまして、日程といたしましては予定どおり8月8日に開催することになるものと考えております。

最後に、検討委員会につきましては、これまで8月末までには第1回目を開催したいというふうにご説明を申し上げておりましたが、委員のスケジュール調整もございまして、8月下旬から9月上旬となる見込みでございます。

以上をもちまして、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。

○道祖委員

庄内温泉筑豊ハイツについて、一生懸命努力されているのはわかるんですが、ここに書いてある複数の事業者にヒアリング調査中ということですけど、これは飯塚市としてどういう規模の、どのような施設をつくりたいということは提案されてからご相談しているんですか。

○経済施設等対策室主幹

今、ご質問がありましたとおり、例えばのことでございますが、合宿利用者等が今ありますので、それから修学旅行の利用もございますので、そういった利用があるというご説明を申し上げながら、市としては周りの施設との関連性から合宿施設等のような宿泊施設は必要でないかというふうに考えています。それから、国際車いすテニス大会の運営を支援するためにも、今使っている施設、会議室とかホール等を使って、選手がサロンとして利用されてありますので、そういった利用状況をご説明申し上げながら、市としては最低限そういった施設が必要ではないかと考えております。

それ以外につきましては、民間の施設としてレストランでもいいでしょうし、宴会の利用もありますので、宴会等で利用できるようなもの、その他民間事業者として、こういったものだったら集客が図れるというものを提案していただければというふうなお話をさせていただき、検討していただいているところでございます。

○道祖委員

この複数の民間の事業者というのは、どういう関係の方なんですか。

○経済施設等対策室主幹

専門的に宿泊施設をやってらっしゃる事業者もいらっしゃいますし、宿泊施設をやっている事業者とおつき合いのある事業者もいらっしゃいます。

○道祖委員

どういう施設をつくろうという考え方があるならば、今後どういう形で業者を決めていくかわからないんですけど、おそらくプロポーザルなり公募なりしていくと思うんですね。もしあれだったら、そういうやり方をやっていくんだったら、広い形で筑豊ハイツを今市が考えている内容のもので建てかえていきたいと。であるならば、それに対して興味がある業者の人たちは、いろいろな形で案を持って市と協議していけるようなことをやったほうがいいんじゃないんですか。というのは、限られた業者さんで今まで筑豊ハイツの運営について、何社か、いろいろな方に聞いてきましたと。結果的には、採算性が合わないからということで断られたといういきさつがありますよね。今回も、おそらく考え方として宿泊施設というようなこととか、やはり食事を出さなくてはいけないとかいうことでやっているんでしょうけれど。限られた人たちに対してのアプローチではなくて、広くいろいろな意見を持っている人がいると思うんですね。例えば、手を広げて、今は食堂をしているけれど、食堂を主体として、宿泊まで手を伸ばしていきたいとかですね。そういう、企業を今から拡大していこうとかいう人たちはいると思うんですね。そういう観点から、筑豊ハイツの運営について、提案ができる人たちはいろいろな提案をしてくださというふうな形で、業者さんたちと相談していったほうがいいんじゃないかと思うんですね。市の考え方としては、ここまで来て、私どもの意見を聞いていただいて、筑豊ハイツを何らかの形で残していこうという考えに立って前向きにやられておるんだと思いますんでね。それから考えますと、いろんな形のご意見をお持ちの方がいらっしゃると思うんですね。そういう人たちの意見も聞くことが大事じゃないかなと思うんですけど。そういう取り組みについて、どう思われます。

○経済施設等対策室主幹

そういったやり方につきましては、先日ほかの委員さんからもご意見をいただいたところでございますので、内部調整をいたしまして、検討したいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「産学連携について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○産学振興課長

本年度の産学連携事業の進捗状況について、ご説明させていただきます。お手元にあります、「産学連携事業について」と記載しております資料の1ページをご覧ください。本年度より「飯塚ズカズカプロジェクト2016」と題しまして、大学生を地域や地場企業への参画を促進させる事業を実施いたしております。内容といたしましては、資料2ページをご覧ください。企業経営者や地場企業若手社員との交流、ワークショップ、地域課題解決プロジェクトなどを年間を通して実施し、参加した回数が多い学生には年度末での表彰を行う予定といたしております。この事業は、地域や地場企業との交流を深め、魅力を伝えることにより、卒業後の定住化を促進させることを目的といたしまして実施いたしております。

続きまして、資料3ページ「合同会社説明会」と記載しております資料をご覧ください。この合同会社説明会ですが、本年度3回の実施を予定しておりますが、その第1回目の合同会社説明会を6月24日近畿大学九州短期大学の体育館におきまして開催いたしました。結果につきましては、参加企業20社、参加学生数78名で、実施後のアンケート調査におきましては、飯塚地域での就職を希望・検討すると回答した学生が多数を占め、また、参加企業に対し、知らない企業を知ることができた、好印象を持った企業があったという回答が多く、この合同会社説明会をきっかけに、一人でも多く飯塚地域企業へ就職できればと考えております。また、今後につきましては、2回目の合同会社説明会を11月2日のがみプレジデントホテルにおきまして開催を予定しております。

次に、資料5ページ、左上にFVMと記載しております資料をご覧ください。中小企業やベンチャー企業がビジネスプランを発表し、発表企業と商談を行うことを目的に、福岡県がフクオカベンチャーマーケットを9月15日に嘉徳劇場において実施いたします。このフクオカベンチャーマーケットにあわせ、e-ZUKAトライバレー産学官交流研究会、通称ニーズ会を、多くの国内の新規事業の立ち上げやシリコンバレーでの事業立ち上げも経験され、2012年にベンチャーキャピタル会社を共同創業された西條晋一氏を講師にお迎えし、講演会及び交流会の開催を予定いたしております。

また、地方創生加速度交付金を活用した企業などが3カ月程度の長期にわたり、医療現場に従事し、医療従事者とコミュニケーションを図り、医療関連機器等の必要性・市場性・コスト等のさまざまな面から検討し、開発を行う新たな手法を行う事業者に対し助成を行う「地域医療連携イノベーション創出補助事業」につきましては、飯塚病院・飯塚市立病院・済生会飯塚嘉徳病院の3病院が連携体となり申請を行い、交付決定を行っております。今後の予定といたしましては、本年9月より病院へ企業などからの受け入れを開始し、年間8企業の受け入れ、3件の研究開発プロジェクトを立ち上げることを目標といたしております。この事業により、さらに医療分野への企業の新規参入、製品開発を促進させていきたいと考えております。

最後になりますが、5月の経済建設委員会におきまして、道祖委員から質問のありました、市内3大学出身者の飯塚市役所職員採用試験への受験傾向及び採用状況について、ご報告させ

ていただきます。「飯塚市職員出身大学調」と記載しております資料をご覧ください。市内3大学出身者の飯塚市役所職員採用試験への受験傾向につきましては、データとして把握しております、ここ2年の受験者数につきましては、平成27年度、近畿大学15名・九工大12名・近短大10名、3大学合計37名、平成28年度、近畿大学21名・九工大13名・近短大19名、3大学合計53名と増加いたしております。また、市内3大学出身者の現職員数につきましては、近畿大学産業理工学部16名、九州工業大学情報工学部12名、近畿大学九州短期大学42名となっております。

以上、簡単ですが、産学連携事業の説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。

○道祖委員

資料ありがとうございます。「飯塚市職員出身大学調」ですね、これ平成24年から28年の間で近畿大学の産業理工学部から採用しているのは1人ですね。九工大情報工学部から採用しているのは平成24年から28年で0人ですね。見方の間違いですかね。それで、近畿短大は採用が5人ですね。おそらくこれ、保育の関係だろうとは思いますが、短大の場合は。結局、ここ5年間だけを見ても、行政は一生懸命いろいろ言われておりますけれど、市の職員はほかに優秀な方がいらっちゃって、そちらを採用したということでございましょうから。皆さんここにおられる方はみんな全て優秀な方ばかりだとは思いますが、けれど、行政がいろいろやってきておりますけれど、産学官で一緒になって飯塚市をよくしていこうと言っておりますけれど、結果として、大学の人たちが卒業しても地域にとどまらないということをよく言われます。産業がないから。しかし、行政も採用していないということですよ、結果として。この辺に、私は、ちくはぐした行政のあり方を感じるんですけど。人事の採用というのは非常に難しいとは思いますが。しかし、できることはあるのではないかなと思っております。副市長、どう思います。

○副市長

確かに、地元で2つの大学と短大がございまして、できれば地元に残っていただいて、雇用したいというのが望ましいんでしょうけれども。採用試験はやはり、採用試験としての一定の基準を設けておりますので、結果として数が思うように伸びていないというのが実情でございますが、これに一定のプラスアルファをするということは採用試験においては今行政としては考えておりませんので、その辺はご理解をひとつよろしくお願いいたします。笑話ではございませんが、私も採用試験に関係するときに、近畿大学理工学部の当時の事務長あたりといろいろ話をして、あそこに採用されてある職員の方はどうですかと言うと、近畿大学自体でも非常に自分のところの大学の卒業生が少ないのが悩みだということをおっしゃっておいりましたので、若干共通するところはあるのかなど。できればたくさん頑張っていて、地元に残っていただくのが望ましいと思っておりますけれども、採用試験とは別ですので、そういうことでひとつご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○道祖委員

であるならば、役所もそういうことで優秀な人しか採用しないと。民間企業だってそうですよ、優秀な人しか採らないということですよ。特に、民間企業なんていうのは、自分の会社に合った人しか採りませんから。悪いですけど、行政よりも民間企業のほうがまだシビアだと思うんですよ。だから、おそらく卒業してもここに仕事がない。何というか、雇用するほうと雇用していただくほうのギャップがあり過ぎるということですよ。しかし、その中でいくら行政が地元で定着してください、定着してくださいと言ったって、合同会社説明会等はやられて、それはそれで結構ですけど、説明会聞いて、エントリーしていても、

採用するほうからすればね、誰でも彼でもいいというわけじゃない。行政が今言ったとおりですよ。結果としては、やはり幾ら笛を吹いても、採用はできないんじゃないんですか、地元のほうで。卒業生は、地元に残るといふようなことは少ないというふうな傾向にあるんじゃないんですかね。今後もそれは続くというふうになるのではないのでしょうかね。どうなんでしょう、その辺は。

○産学振興課長

委員言われますように、現在、地元に残る学生さんは非常に少ない状況にあります。学生さんたちが地場の企業に魅力を感じていない、ミスマッチがあるというような状況は認識しております。1つは、大学生が地域あるいは地域企業、この企業の魅力を知っていただく機会をふやしていきたいと。それから、地場企業の競争力、新技術・新製品開発補助金等を活用いたしまして、地場企業の競争率を上げていきたいと。そういったところで、地場企業の競争力を上げながら、学生が就職できる企業を、マッチングできる企業をふやして定住化を進めたいというところで考えております。

○道祖委員

思うんですよね、九工大の情報工学部、市は採用していないけれど、それは求める職業と求める人材が違う、ミスマッチなんだろうけれど。ただ、言われているのは、やはり優秀な人たちが多いというふうに言われておりますし、それとともに、今後は労働力が足りなくなるから、採用を積極的にしていく企業がふえていくんじゃないだろうかと話もあると思うんですよ。ただ、採用していこうとする企業が飯塚にないということだけなんですよね。であるならば、確かに今課長が言われたように、地場企業にできるだけ優秀な人を紹介して、ミスマッチのないような政策を打っていくんでしょうけれど、行政としても取り組んでいくんでしょうけれど、もう1つ、やはり大学がありますと。それと、今子どもの数なんていうのは、やっぱり1人2人ですよ。昔と違うんですよ。少子高齢化になって、優秀な子どもたちが大学を出て、地方を離れて都市圏に就職してしまった後、ここが高齢化ばかりになっていくと。そういうことを考えると、やはり積極的な企業誘致しかないんじゃないかと思うんですよね。人がいますと。その人たちは都市圏に行けませんと。だから、会社のほうからこちら側に来てくださいと。これは、従来から企業はちゃんとやってきているわけなんですよね。それで、例えば、随分前になりますけれど、松下だって九工大の横に研究所をつくって人材確保をしようとした時期もありますよね。企業は生き物だから、結果として撤退しましたけれど。だけど、そういうことは、企業は今後考えていくんじゃないかと思うんで、やはり行政としては、その辺を狙って企業誘致の営業を積極的にやっていかなくちやいけないんじゃないかと思えますけど。その辺について、どう考えられておるのか。

○産学振興課長

委員言われますように、大学の優秀な学生に応じた企業の誘致、今例えば委員言われますように、IT人材については都心部においても不足の状況が続いております。今後もますます不足が続くだろうということと言われております。昨年になろうかと思いますが、飯塚研究開発機構に、ある一部上場のIT企業さんが入居されました。これは九州工業大学の優秀な学生の人材確保を求めて入居されております。そういった状況もありますし、今、地方にそういった人材確保を求めて、IT企業が第2オフィス等をふやす傾向があります。そういった事由を捉えて、本市におきましてもそういったIT企業の人材を求めていく第2オフィスの設置のための誘致活動に力を入れていきたいと考えております。

○道祖委員

ぜひお願いします。そのときに誘致しやすいような条件を整えてやっていくことが必要だと思います。結果として数字でしか示せないんですよね。だから、今後どういう形で取り組んでいくのかという考えを示していただきたいし、その結果も出していただきたいと思っております。

すので、よろしくお願ひします。

○委員長

ほかに質疑はございせんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思ひいます。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から8件について報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることにご異議ありせんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よつて、報告を受けることに決定いたしました。

「平成28年度飯まちプレミアム商品券発行について」、報告を求めます。

○商工観光課長

飯まちプレミアム商品券の発行について、ご報告いたします。本商品券につきましては、飯塚商工会議所が飯塚市商工会と連携し、市内での消費需要の喚起及び個人消費の拡大を図ることを目的として、平成21年度から発行しておりますが、今年度は予約販売となり、8月1日から予約を開始することとしておりますので、その概要についてお手元に配付しております資料に基づきご説明させていただきます。

商品券の販売価格は1万円で、500円券の22枚つづり、1万円分となつており、プレミアム率は10%となつております。また、発行部数は2万冊で、販売総額は2億円、プレミアム分を含む発行総額は2億2千万円となつております。予約販売の方法は、往復はがきによる事前申し込みでございまして、申込金額が販売総数を超えた場合は抽選となります。予約申し込みの受付期間は、8月1日から8月15日までとなつております。応募は1人1通までで、10冊(10万円)を限度といたします。当選者による商品券の引きかえ期間は、9月1日から9月9日までで、期間中は9月3日及び4日の土曜日、日曜日につきましても引きかえを行うことといたしております。申込金額が販売枚数に達しなかつた場合及び当選したにも関わらず引きかえが行われなかつた商品券が発生した場合は、9月11日の日曜日に立岩公民館で直接販売を行うこととしております。

なお、9月11日に売り切れなかつた場合は、9月12日以降、飯塚商工会議所及び飯塚市商工会にて販売いたします。商品券の使用可能期間は9月1日から翌年1月31日までとなつております。プレミアム分の負担割合につきましては、県が3割、市が5割、取扱店が2割となつております。別紙にチラシを添付しておりますが、これを8月1日号の市報に折り込んでおり、同時に申込はがきを兼ねております。

以上、簡単でございしますが、飯まちプレミアム商品券の発行についての報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございせんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願ひます。

次に、「飯塚市空家等実態調査業務委託実施について」、報告を求めます。

○住宅政策課長

飯塚市空家等実態調査業務委託実施の報告について、ご説明いたします。本年5月24日の経済建設委員会におきまして、飯塚市空家等実態調査業務委託につきましては、業者選考をプロポーザル方式にて行うことにつきまして報告いたしておりましたが、このたび委託業者が決定いたしましたことから報告するものでございまして、4業者によるプロポーザルを実施し、受託候補事業者として選考された「アジア航測株式会社福岡支店」と、7月21日に契約金額

2700万円で契約を締結しており、履行期間は平成28年7月22日から平成29年3月10日までとなっております。なお、プロポーザル選定結果につきましては、6月29日付でホームページに掲載いたしております。

今後の調査予定といたしましては、9月ごろから12月ごろまでアジア航測株式会社福岡支店と、地元協力業者であります株式会社永大開発コンサルタントが協力体制をとりまして、市内全域を調査する予定でございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく代執行予定について」、報告を求めます。

○住宅政策課長

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく代執行予定の報告につきまして、ご説明いたします。空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市内特定空家等について、代執行により解体・除去の実施を予定しておりますので報告するものでございます。

別添の資料をお願いいたします。解体予定家屋の場所につきましては、本市西町4番6号明治町入口交差点より西に約100メートル先にある駐車場奥でございます。構造は木造瓦葺2階建て、延床面積は約166平方メートルでございます。当該家屋は一部損壊し倒壊のおそれが極めて高いため、所有者に対し、建築物全て及び隣接地に飛散した建築資材を除却することを命じておりましたが、措置期限を過ぎても履行されておられません。当該家屋は保安上危険な状態であり緊急性もございますので、台風時期前の8月末までに、代執行にて当該家屋の解体・除去を行う予定といたしております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕二委員

場所の確認ですけれど、これは旧文化センターから降りてきた角ということでしょうか。

○住宅政策課長

そのとおりでございます。

○田中裕二委員

先ほどの説明がありましたように、私も実際目にしておりますが、あれは2階建てでございます。それを全て解体すると。このようなことでしょうか。

○住宅政策課長

基礎部分を残した形で、危険な部分、上物はすべて解体・除去するということにいたしております。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」、2件の報告を求めます。

○土木管理課長

市道上における2件の車両損傷事故について、あわせて報告いたします。1件目の事故は、平成28年6月23日午後9時ごろ、潤野地内の市道「七俵・水原線」において、当事者が潤

野方面から大日寺方面へ走行中、道路にとまっていたトラックを避けるときに、道路中央にできた穴ぼこに左側前輪を落とし込ませ、タイヤ・ホイール等を損傷させたものです。

次に、2件目の事故は、平成28年6月30日午後0時15分ごろ、潤野地内の市道「太郎丸・相田線」において、当事者が花瀬方面から潤野方面へ走行中、進行方向左寄りにできた穴ぼこに左側後輪を落とし込ませ、ホイール・ホイールキャップを損傷させたものです。

両事故とも、過失割合につきましては現在保険会社と協議中であり、その結果をもって相手方と協議を行うものでございます。

また、道路の点検補修につきましては、日ごろより市報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

○道祖委員

これ、やはり道路の維持管理費が少な過ぎるんじゃないですか。結構多いですよ、このごろ。道路の損傷、道路に穴ぼこがあるから、それでいろいろとご協力いただいて、情報をとって維持管理に努めておるのは承知しておりますけれどね。やはり、もともと古いんですよ、道路は維持、舗装は何年でしたかね、大体5年か10年でしたかね。至るところにあるわけですよ。これ住宅地の中でも、結構クラックが入って亀の子になって、特に大雨が降った後、それがはがれて気がつかないうちにだんだんだんだん大きくなっていつているっていうのはあちこちに見られるんですよ。だから、やはり維持管理費をもう少しふやしていかないと。早め早めに補修をかけていかないとね、壊れ始めたら意外と大きく広がっていくんですよ。だから、その辺は今後考えていかなくてはいけないんじゃないかなというふうに思いますけれど。そう思っているでしょう。

○土木管理課長

道路修理につきましては、平成25年から社会資本整備事業、国の予算を使いまして、計画的にやっております。ただ、それだけではやっぱり、先ほど言われましたように舗装の耐用年数が10年と短いということで、なかなか間に合わないというような現状です。それと、今維持の部分の予算を併用しまして、工夫しながら管理を現在行っている状況でございます。

○道祖委員

今、報告を受けているのが、車両の損傷事故ばかりですよ。けれど、大事に至っていないからいいと思いますよ。それと、保険についても、過失は、お金を支払うときは、何ですか、損害賠償金のほうから払われるから、実質痛みはないみたいですがけれど。だけど、これが人身事故に至ったときには、こんなものでは済まないと思うんですよ。だから、やはり先ほど言いましたように、維持管理費をもう少しやはりつけていかないと、いたし方ないんじゃないかなと思いますけれども。財政が苦しい中、副市長、どう思います。

○都市建設部長

先ほど、委員も御存じのとおり、財政的には厳しいというところで。確かに、今後は施設が古くなる一方でございます。そういう部分も含めて、予算のやりくりといいますか、維持のほうの部分に安全に整備できるような形で、補助金等を使いながら、知恵を絞りながらしていきたいというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○都市計画課長

工事請負変更契約について、報告をいたします。お手元に配布しております資料をお願いいたします。浸水対策事業の蓮台寺川河川改修工事でございます。原契約金額6578万4960円に389万5560円を増額しまして、変更契約額を6968万520円とするものでございます。

その主な理由としましては、2点ございます。まず1点目としましては、今回の工事範囲の上流に設置する予定にしておりました階段の位置を、堰の維持管理上、より堰の近くに変更してほしいとの地元要望により、階段の位置を変更して設置いたしました。2点目としましては、春の長雨の影響により、水替工のポンプの規格の変更と仮設工の大型土のうを増工しました。このことにより増額変更を行ったものでございます。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成28年6月22日及び7月12日からの、梅雨前線豪雨による災害について」、報告を求めます。

○農業土木課長

平成28年6月22日及び7月12日からの、梅雨前線豪雨による災害について、報告をいたします。なお、この災害報告は都市建設部内の各課に及んでおりますことから、農業土木課から一括で報告をさせていただきます。

災害対象雨量は、6月22日では筑穂地区内野で最大24時間雨量が、22日4時から23日4時までの172ミリメートル、最大1時間雨量で、22日17時から18時の27ミリメートル、7月12日では川島で最大24時間雨量が、12日12時から13日12時までの144ミリメートル、最大1時間雨量で、13日7時から8時の41ミリメートルを観測いたしております。

災害の発生状況ですが、6月22日では筑穂地区で、林道上ノ浦林道で路肩崩壊と、公園の災害が発生しております。また、7月12日からの豪雨では、市内全域で公共施設及び農業施設の道路、河川、水路等で軽微な災害が発生いたしました。

このような災害を受けたことによりまして、各施設の所管課では、被災状況の確認と早期復旧を目指しまして、復旧手続きを進めているところでございます。

以上、簡単でございますが、今回発生した災害についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「農業者年金の事務処理について」、報告を求めます。

○農業委員会事務局長

去る7月2日に新聞掲載されました、農業者年金の事務処理について、ご報告いたします。お手元に配布させていただいておりますA4サイズ両面印刷の資料をご覧ください。

まず、「1 農業者年金事務処理の流れ」についてご説明させていただきますと、農業者年金受給者が死亡した場合は、親族が所定の届出書にて戸籍等死亡の確認できる書類、年金証書を添付の上、JA窓口届け出することとなります。次に、JAは届け出を受けたのち、農業委員会に関係書類を送付し、農業委員会は農業者年金基金に関係書類を進達することで、農業

者年金の支給が停止されることとなるものでございます。

次に、「2 新聞掲載に至るまでの経緯」につきましては、①の事実の発覚までの経緯といたしましては、毎年5月下旬に年金基金から受給者へ現況届、つまり年金の受給資格があるかを確認する届け出でございますが、これを送付し、支給停止事由に該当しているかの確認が行われているところでございますが、この通知が昨年度に死亡届け出を行った受給者に対し送付され、このことを不審に思った遺族から、平成28年6月2日に問い合わせで死亡の届け出の手続きが基金に対して行われていないことが発覚したものでございます。

②の発覚後の事務処理といたしましては、発覚と同時に、他の同様のケースの有無について調査を行いましたところ、平成27年度分におきまして、JAふくおか嘉穂穂波支所で受け付けた5件分について、基金に届け出がされていないことが判明したものでございます。本件該当者の5名につきましては、年金基金に確認の上、年金の未払金があることがわかっております。次に、死亡届出事務が滞っている遺族の方に対する事務処理を最優先といたしまして、農業委員会事務局長、私と、穂波分室職員におきまして、連絡の取れた対象者に対し、平成28年6月22日から順次訪問し、謝罪し、再申請書類を受領していたところでございます。

③の新聞社取材と新聞掲載につきましては、平成28年7月1日に読者から報告があったということで、朝日新聞社、西日本新聞社から取材を受け、新聞掲載されました。また、7月4日に読売新聞社から取材を受けまして、7月6日に新聞掲載されたものでございます。

次に、「3 農業者年金事務処理体制及び手順、並びに事案の発生原因」についてでございますが、①の市農業委員会とJAふくおか嘉穂の事務処理体制といたしましては、市本庁に設置しております農業委員会事務局は、JA本所及びJA飯塚支所と連携をいたしているところです。また、市4支所に設置の農業委員会分室は、JA各4支所と連携し、旧1市4町地域ごとに年金基金事務を分担しているものでございます。

②の今回の事務処理手順といたしましては、穂波支所管内の受給者の死亡が発生いたしました。2として、受給者の遺族の方がJA穂波支所へ書類を届け出ているところです。JAは受付審査することとなります。その次に、3としまして、JAは、市農業委員会穂波分室に書類を送付し、穂波分室におきましては書類の受付審査後、基金へ書類を送付します。4としまして、基金は最終審査を行い、支給が停止されることとなっているところでございました。

③のどの段階で今回の書類が紛失したと想定されるかにつきましては、上記②の2から3への書類進達の段階で紛失したと想定しているところでございます。

④の書類紛失におきますJA穂波支所及び穂波分室担当者の主張でございます。まず、JA穂波支所では、穂波分室の当時の担当者に5件のうち2件は直接手渡しし、そのほか3件については、他のJA穂波支所職員に依頼したため誰に渡したのかはわからないが、穂波分室に届け出たと主張しているところでございます。

次に、穂波分室では、平成27年度に死亡関係届出書を受け取った記憶はなく、死亡者についてはよく知っている方が多くおられて、受け取ったとするのであれば、その記憶があるはずであるということでございます。必要書類を確認し、農業委員会の進達かがみを付しまして送付するのみの作業であり、速やかに処理しているはずであると主張しているところでございます。

⑤の発生原因の究明でございますが、これまでに農政関係に従事する機関としましてJA及び市農業委員会は双方に信頼が厚く、今回のような大きな問題が発生していなかったことが、事務改善が図られぬまま不適切な事務となった一因と考えられ、今回の結果は、担当者の記憶に頼るものになっており、これまでの信頼関係から書類の提出・受領の確認を記録簿として残していなかったことが今回の原因究明に至らないところでございます。

また、双方の職員が個人情報取り扱いの重要性について、認識が不足していたことも一因であると考えているところでございます。

次に、今回の事象を受けまして、J Aと飯塚市農業委員会の対応策でございますが、①の対応策につきましては、個人情報取り扱いについて職員意識の向上を図る指導をはじめ、農業者年金関係書類受領簿等により、書類の受け渡しの双方確認を記録することが是正の第一と共通認識を持っております。J A及び市農業委員会それぞれにおいて、職員の指導及び作成の関係書類受付簿を作成し、再発の防止に努めているところとしております。

次に、②の責任の所在につきましては、去る7月12日に、J A、市農業委員会の代表者立会のもと、J A穂波支所担当者と穂波分室担当者同席で事実確認を行いました。お互いの意見は平行線となっているところです。このため、J A及び市農業委員会では、責任の所在について今後も協議を続けていくこととしております。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○古本委員

確認なんですが、この農業者年金というのは、通常私どもの厚生年金とか国民年金、この類のものと大体どう違うのか。もしくは、それと一緒にするのか。ちょっとわからないから確認だけさせてください。

○農業委員会事務局長

普通の国民年金、厚生年金等につきましては、それぞれ厚生年金については会社員、そういう方が加入しておられる年金、国民年金については一般の自営業者とか、そういうところの方が加入している年金となっておりますが、農業者年金につきましては、これは農業者というところの部分がございまして、農業者において専従の農業者ですね、専属にしておられる農業者に対する年金ということで行われている年金業務の1つとなっております。

○古本委員

そういう年金であるということはわかったんですけどね、この農業者年金の事務処理は農業委員会のほうでずっと携わって、今まで事務的なことはされたということですよ。わかりました。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。今回報告をいたします2件の工事は、土木一式工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件つき一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、1件目につきましては市内土木一式工事のⅠ等級に格付されている要件等を、2件目につきましては市内土木一式工事のⅠ等級またはⅡ等級に格付されている要件等をそれぞれ決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。「長楽寺団地公営住宅造成(2工区)工事」につきましては、16者による入札を執行いたしました。その結果、落札額が6987万6千円、落札率86.41%で株式会社伍栄建設が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります16者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。「長楽寺団地公営住宅造成(1工区)工事」につきましては、33者による入札を執行いたしました。その結果、落札額が5928万9840円、落札率85.19%で、有限会社平成産業が落札しております。なお、本件の入

札につきましては、変動型最低制限価格方式にて落札者を決定いたしております。

以上、簡単ではございますが、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。